

事 務 連 絡
平成30年12月14日

サービス付き高齢者向け住宅登録事業者 各位

千葉県県土整備部都市整備局住宅課

サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムの改修について

平素より本県の住宅行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年10月29日、サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムが改修され、「事業者向け登録システム」から現在公開中の登録情報の内容が入力された「17条の説明書をダウンロードする」ことが可能となりました。

これにより、高齢者住まい法第17条に基づく入居契約締結前の説明様式のうち、「登録事項等についての説明」様式は、情報提供システムから印刷したものをそのまま使用することが可能となりましたので、ご活用ください。

なお、有料老人ホーム関係の重要事項説明書様式については、特段の変更はございませんので、引続きのご使用をお願いします。

<参 考>

○ システムに関する問い合わせ

「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」ヘルプデスク

Email : info@satsuki-jutaku.jp

※ お問い合わせの際は、住宅名・事業者名・ご担当者名を明記の上、
問い合わせ事項をなるべく具体的に記載してください。

○ サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム<事業者向けシステム>

<https://www.satsuki-jutaku.jp/agent/login.php>